



令和 7 年 4 月 1 日
新潟県立巻高等学校長

令和 6 年度に本校で認知したいじめの件数は 12 件でした

- 令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に、本校で認知した「いじめ」（「いじめ類似行為」を含む）は 12 件でした。
- 「いじめ」とは、『いじめ防止対策推進法』第 2 条で定めるものです。また、『新潟県いじめ等に関する条例』第 2 条 2 項で定められた「いじめ類似行為」を含みます。
- 本校では、引き続き全ての教職員が「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実と認識を踏まえ、関係法令および「新潟県立巻高等学校いじめ防止基本方針」に従い、生徒の人間としての尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに学校組織をあげて取り組んで参ります。

本件についてのお問い合わせ先
教頭 電話 (0256) 72-2351